

南あわじ市と東京大学先端科学技術研究センターとの
包括連携に関する協定書

南あわじ市（以下「甲」という。）と国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター（以下「乙」という。）は、相互の発展のため連携することに合意し、次のとおり包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力を図りながら、地域の課題に対応することにより、学術の振興、人材の育成、産業の発展及び地域の活性化に資することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 地域の特性を生かしたまちづくりに関すること。
- (2) 教育、文化及び芸術の振興に関すること。
- (3) 福祉の向上に関すること。
- (4) 持続可能なまちづくりに関すること。
- (5) その他、本協定の目的を達成するために必要なこと。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までにいずれか一方からの書面による終了の意思表示がないときは更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義等の決定）

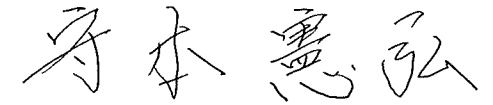
第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義等が生じた場合には、甲と乙が協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年2月9日

甲 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1

南あわじ市長



乙 東京都目黒区駒場4丁目6番1号
国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター

所長

